

江東区協働推進中間支援組織  
(仮称) 市民活動推進センター  
整備にあたっての論点整理

平成25年2月

江東区協働推進中間支援組織検討委員会

---

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. はじめに                             | 1  |
| 2. 江東区が検討をすすめる中間支援組織とは              | 2  |
| (1) 基本理念                            | 2  |
| (2) 活動目的                            | 2  |
| (3) 推進センターの役割                       | 2  |
| 3. 特別区における中間支援組織の整備状況等について          | 3  |
| (1) 特別区における中間支援組織の整備状況              | 3  |
| (2) 江東区における市民活動団体                   | 3  |
| (3) 江東区における推進センターの必要性               | 3  |
| 4. (仮称) 市民活動推進センターに必要な機能および設置場所について | 4  |
| (1) 情報提供・相談                         | 4  |
| (2) 人材育成・研修・啓発                      | 4  |
| (3) コーディネート                         | 4  |
| (4) 調査・研究                           | 4  |
| (5) 設備・機材・資金                        | 5  |
| (6) 推進センターの設置場所                     | 5  |
| 5. (仮称) 市民活動推進センターの運営主体について         | 6  |
| (1) 望ましい運営主体                        | 6  |
| (2) 視察から見た運営主体                      | 6  |
| (3) 江東区における推進センターの運営主体の検証           | 8  |
| 6. (仮称) 市民活動推進センターの運営のあり方について       | 10 |
| (1) 運営委員会の設置                        | 10 |
| (2) 評価体制の整備                         | 10 |
| (3) 区との役割分担                         | 11 |
| 7. 今後の課題について                        | 12 |
| (1) 推進センター設置にかかる中・長期的目標の設定          | 12 |
| (2) 実施計画の検討方法                       | 12 |

### <付録資料>

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. 江東区協働推進中間支援組織検討委員会委員名簿           | 15 |
| 2. 江東区協働推進中間支援組織検討委員会開催日程           | 16 |
| 3. 中間支援組織及び拠点施設に関する調査結果(特別区向け調査)    | 17 |
| 4. 区民協働推進に関するアンケート調査結果(区内NPO法人向け調査) | 21 |
| 5. 他自治体視察の概要                        | 24 |
| 6. 江東区における区民協働推進体制                  | 25 |

---

---

## 1. はじめに

江東区では、平成 21 年 3 月に「江東区基本構想」を策定し、概ね今後 20 年を展望した区の姿を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」としています。区の将来像の実現のためには、江東区長期計画に定められた諸施策の実現は勿論のこと、区民への積極的な情報提供と、区民の区政への参画や協働に取り組んでいくことが課題となっています。

また、人口増加や社会環境の変化に伴って、多様化、複雑化する区民ニーズに対応し、地域課題を解決していくためには、江東区は地域で活動する、町会・自治会、ボランティア、NPO 等団体や事業者（以下、「市民活動団体」といいます。）などとの協働が不可欠です。

その際、市民活動団体等のもつ能力を最大限に引き出すためには、個々の団体が個別に活動するのではなく、他の団体とネットワークでつながり、それぞれの団体が得意とする分野で、連携・協力していくことが重要で、区として区民協働を推進するための環境整備を行っていくことが必要です。

現在、区は協働を推進していくため、庁内に「江東区協働推進検討委員会」（付録資料 6）を設置しており、平成 22 年 3 月には「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を取りまとめて協働推進の指針としています。その中で、市民団体間の連携を強化し、ネットワーク化に取り組む中間支援組織の整備について、今後検討を進めていくとしています。

そこで、区では、市民活動団体等で活動する方々とともに、2 年間にわたって中間支援組織の整備について検討を行ってきました。昨年度には中間報告を行い、本年度は最終的な報告書として「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センター整備にあたっての論点整理」をここに取りまとめました。

---

## 2. 江東区が検討をすすめる中間支援組織とは

本年度は、昨年度の検討会メンバーに、学識経験者や公募による区民の方を加えた、新たな検討組織として「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」を立ち上げ、昨年度の中間報告を踏まえ、より具体的な検討を行いました。

また、検討にあたっては、先進自治体の視察や調査、区内NPO法人へのアンケートを行うなど、より多くの方から意見をうかがい論点の整理を行っています。

なお、論点整理を進めるうえで、検討対象となる中間支援組織のイメージをより明確にするため、以下、本報告書の中では、中間支援組織を「（仮称）市民活動推進センター」（以下、「推進センター」とします。）と表現しています。

### （１）基本理念

推進センターは、地域の課題解決と発展に向け、区民および市民活動団体が主体となったまちづくりを推進することを基本理念とします。

### （２）活動目的

- ① 区民および市民活動団体の活動を支援します。
- ② 区民、市民活動団体、行政間等の連携強化とネットワークの構築を図ります。
- ③ 地域の課題解決と発展に寄与します。

### （３）推進センターの役割

- ① 区民および市民活動団体の活動拠点となります。
- ② 区民、市民活動団体および行政に対して、中立的・客観的な立場の連携コーディネーターとしての役割を担います。
- ③ 区民および市民活動団体の全体の発展を促すアドバイザーとしての役割を担います。

---

### 3. 特別区における中間支援組織の整備状況等について

#### (1) 特別区における中間支援組織の整備状況

平成 24 年 9 月時点で行った特別区における「中間支援組織及び拠点施設に関する調査」では、市民団体間の連携を強化し、ネットワーク化に取り組む中間支援組織を設置する区は 12 区で、14 拠点が整備されていることがわかりました。

運営主体については、14 拠点のうち N P O 法人によるものが 8 拠点、社会福祉協議会によるものが 4 拠点あり、その他、区の直接運営によるものが 1 拠点、ネットワーク型※1によるものが 1 拠点となっています。

※1「ネットワーク型」 一つの施設ですべての支援事業を実施するのではなく、複数の支援事業を複数の運営団体がそれぞれの活動場所でネットワークを作り、一体となってセンターを運営する方式

#### (2) 江東区における市民活動団体

平成 24 年 10 月現在、区内には、町会・自治会 274 団体をはじめ、N P O 法人 174 団体、男女共同参画活動登録団体 106 団体、社会教育関係登録団体 760 団体以上、ボランティア登録団体 90 団体等、区や関係機関の登録制度で確認できるだけでも約 1,400 団体があります。

現在、区や関係機関からこれらの市民活動団体に対する支援は、それぞれの施策分野ごとに行われています。

#### (3) 江東区における推進センターの必要性

多様化、複雑化する区民ニーズに対応していくためには、町会・自治会等地縁団体、区民ボランティアや N P O 団体などと江東区が、更なる連携と協働を図る必要があります。区民や市民活動団体の持つ専門性など様々な能力を効果的にコーディネートする機能を有し、現在は個々で活動を行っている市民団体をネットワーク化し、有機的に連携していくことが重要です。そのためには、市民活動団体の自主自立を支援し、区民・団体等の交流や活動の拠点となる推進センターの整備が不可欠です。

今回区内 N P O 法人に対して実施したアンケートにおいても、8 割を超える団体が推進センターを「必要」と回答しています（付録資料 4）。

---

---

#### 4. （仮称）市民活動推進センターに必要な機能および設置場所について

推進センターに必要な基本的な機能及び設置場所は次のとおりであると考えます。

##### （１）情報提供・相談

区内外の市民活動団体の状況やイベント情報、または各種助成金やセミナーの案内といったサポート情報など、市民団体の活動に有益な情報を集約し提供します。

専門スタッフによる相談窓口を設置し、団体の設立、情報発信、資金調達・申請等に対応し、これから活動を始める個人や活動を継続していくために必要なサポートを行います。

##### （２）人材育成・研修・啓発

団体活動にこれから参加しようと考えている人、団体を設立・運営したい人、団体活動をより発展させたい人など各レベルにあわせた講座や研修を実施します。

市民活動に対する区民の理解を広げ、市民活動への参画意識や機運の高揚を図る各種啓発活動を行います。

##### （３）コーディネート

多種多様な情報とノウハウを駆使しながら、以下のようなコーディネート機能を担います。

- ① 区民および市民活動団体間の連携促進を図ります。
- ② 区民および市民活動団体と行政とのパイプ役を担います。
- ③ 区民および市民活動団体と企業のマッチングを行います。

##### （４）調査・研究

地域が抱える課題やニーズは何か、またそれらの解決を図るためにはどのような事業が望まれるか、適切な事業は何か等について、調査・研究します。

調査・研究活動により、区民および市民活動団体や区への助言等シンクタンクとしての機能を果たします。

市民活動をとおして地域社会の様々なニーズに先駆的に取組み、行政への政策提言機能を持ちます。

---

## （５）設備・機材・資金

区民および市民活動団体が活動できる会議室やオープンスペースといった場を提供するとともに、活動に必要なコピー機、印刷機、紙折機等の機材を備えた作業スペースや、インターネットが利用できる環境を提供するほか、運営に必要な資金の確保に関する相談、情報提供を行います。

今回区内ＮＰＯ法人に対して行ったアンケート（付録資料４）では、「会議室等の貸出し」には４割程度の団体が期待を寄せていること、また、区内で活動する市民団体のうち６割を超える団体が資金に関する支援を特に必要なサポートとしていることがわかります。



会議室（イメージ）



印刷・作業室（イメージ）

## （６）推進センターの設置場所

推進センターの具体的な設置場所を検討する際には、これまで区が実施してきた公共施設の整備状況を踏まえると、公共施設の転用（一部・全部）のほか、商店街の空き店舗、民間施設の借上など、様々な視点からその可能性を模索する柔軟な発想と対応が必要です。

また、今回の検討に際して行った先進都市視察で訪ねた大田区（付録資料５）では区内に市民活動拠点を２か所整備しており、また調布市（付録資料５）ではセンター機能となる施設以外に、市内７か所に相談機能に特化した省スペース型のランチを整備していました。こうした先行事例も参考にしながら、本区の利用者ニーズに応じた整備を進める必要があります。

なお、区内ＮＰＯ法人へのアンケート（付録資料４）では中間支援組織の設置に関して、「交通の便」を優先するという回答が７割となっています。

---

## 5. （仮称）市民活動推進センターの運営主体について

### （１）望ましい運営主体

中間支援組織となる推進センターの運営主体は、責任の所在を明確にするうえでも法人組織であることが適切であり、更に、区内の市民活動状況等を理解しているとともに、中立的な性格を踏まえると、公益法人が望ましいと考えます。

中間支援組織の運営にかかる経費については、柔軟な運営実施を図る観点から、寄付など民間資金の活用等も含め、独自の資金調達ができる仕組みが整っていることも必要です。

また、中間支援事業を継続していくためには、組織を支える事務局体制の整備も不可欠であると考えます。

### （２）視察から見た運営主体

先に記載のとおり、特別区において、中間支援組織を設置する区は 12 区 14 拠点で、運営主体は、社会福祉協議会と NPO 法人にほぼ 2 分されています。

そこで、検討委員会では社会福祉協議会が運営主体となる「調布市市民活動支援センター（調布市社会福祉協議会）」と NPO 法人が運営主体となる「大田区協働支援施設（NPO 法人大森コラボレーション）」について視察を実施し、実態調査を行いました（付録資料 5）。

「調布市市民活動支援センター」は、社会福祉協議会が運営にあたることで、これまでボランティア・センターの運営で培ったノウハウやネットワークを推進センターの運営に応用できたことや、また、社会福祉協議会自体の組織力を活用していることが特徴となっていました。

「大田区協働支援施設」は、運営主体である NPO 法人が、小学校廃校の跡地利用に際し、地域住民等による協議会から派生・発展してきた経緯により、地域に根差した運営を行っていることが特徴でした。しかしながら、一 NPO 法人の運営では活動範囲、専門性、組織体制に限界も見られました。



---

---

### 調布市市民活動支援センター

(社会福祉協議会による運営)

- ・社会福祉法人調布市社会福祉協議会が、市からセンターの運営委託を受託し運営
- ・運営経費は、受託にかかる公費と調布社協の経費と自主財源を活用
- ・同施設は、NPO活動支援とボランティア・センターの機能を一体とした拠点として展開



再開発ビルの2階の1フロアが  
市民活動支援センター

- ・調布市市民活動支援センターは、市街地再開発事業の公共公益床（2、3階部分）の利用方法の検討を経て、平成17年2月に開設された『調布市市民プラザ「あくろす」』の2階の1フロア。「あくろす」には、男女共同参画推進センター（3階）、産業振興センター（3階）が併設。

### 大田区協働支援施設

(NPO法人による運営)

- ・NPO法人大森コラボレーションが、区から「こらぼ大森」の施設管理とあわせ指定管理として受託し運営
- ・運営経費は、受託にかかる公費
- ・同法人は、地元町会等の地域住民や市民活動団体等を中心とした「旧大森第六小学校施設活用協議会」に端を発し、発展して法人化した団体



旧校舎の1・2階が協働支援施設

- ・大田区協働支援施設は、統廃合となった小学校の跡地利用についての検討を経て、平成16年4月に開設された『大田区区民活動支援施設大森「こらぼ大森」』の1・2階部分。「こらぼ大森」には、子ども交流センター（3・4階）、シルバー人材センター大森西作業所（1階）が併設。

---

### （３）江東区における推進センターの運営主体の検証

これらの状況を踏まえ、江東区における推進センターの運営主体は、以下の選択肢が考えられます。

#### ① 江東区社会福祉協議会（以下、「江東社協」といいます。）※２による推進センターの運営

江東社協が自ら定めた「江東区地域福祉活動計画 絆いきプラン江東」（平成 21 年 3 月策定）では、「ボランティア活動を含めた市民活動全体を支援するセンターの設置について検討する」としています。しかしながら、現在のところ結論には至っていない状況です。

江東社協が推進センターを運営する場合には、江東社協が運営する江東ボランティア・センター※３が持つボランティア団体活動支援のノウハウを推進センターの運営に活かせることや、他区社会福祉協議会から推進センター運営に関する情報を入手しやすいという利点があります。

また、地縁団体である町会・自治会の活動とも係わりが深いことや、江東社協自身の組織体制も確立していることから、推進センターの運営に必要な事務局体制を構築することは比較的容易であると考えられます。

ただし、江東社協は、第一義的には社会福祉法に基づいた活動を行う組織であることから、活動分野が多岐にわたる市民活動の支援にどこまで対応していくのか、事業を展開する上で組織内のコンセンサスを得ることが課題になると考えます。

※２「社会福祉協議会」 社会福祉法に基づいて全国・都道府県・区市町村に設立された社会福祉法人。地域住民が会員となって運営に参加し、それぞれの地域にあった福祉活動のあり方を考え、実践することを目的としている。江東社協は昭和 28 年 3 月 11 日に任意団体として設立され、昭和 39 年 7 月 24 日に社会福祉法人として認可された。

※３「ボランティア・センター」 厚生省が市区町村社会福祉協議会にボランティア・センターの設置を進めるための「社会奉仕活動センター整備事業」（現在は厚生労働省の「ボランティアのまちづくり推進事業」（ボラントピア計画））に端を発している。江東ボランティア・センターは、昭和 58 年 11 月 1 日に江東社協が設置、運営しており（施設の運営も行っている）、ボランティアの養成・育成、ボランティア活動のコーディネート、ボランティア団体の活動支援等を行っている。ボランティア団体登録数 90 団体（平成 24 年 10 月末現在）

---

## ② 区内NPO法人による推進センターの運営

市民活動団体等の目線に立った運営の必要性を考えると、区内のNPO法人が運営主体となることも選択肢の一つとなります。区内NPO法人 174 団体（平成 24 年 10 月末現在）のうち、NPOの活動支援を自らの活動として掲げている法人は 97 団体ありますが、中間支援組織の役割を担う組織力があるかどうかは今回の検討では検証を行っていません。場合によっては、区が推進センターの運営を担うことのできる団体へ育成していくことや、或いは、一部の区でみられるようなネットワーク型による運営体制へと促す工夫も必要です。

## ③ その他の公益法人による運営

①、②以外の公益法人が運営主体になる可能性も考えられます。例えば、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団は、中間支援組織に求められるハード面の機能（設備、機材等）を備えており、区内に地域館が整備され、ソフト面の充実等によっては中間支援組織としての役割を担うことも可能であると考えます。

なお、①～③のいずれの法人が推進センターの運営主体となった場合も、江東社協が運営する江東ボランティア・センターとの連携が課題になります。

---

## 6. （仮称）市民活動推進センターの運営のあり方について

### （１）運営委員会の設置

地域の課題や区民ニーズは多様化・複雑化しています。地域住民の声を推進センターの運営方針に反映させていくには、推進センターの運営に特定の団体だけが関わるのではなく、多様な意見が反映できる仕組みを作る必要があります。

そこで、推進センターの運営を担う団体、区民、その他市民活動団体、学識経験者、行政職員等からなる運営委員会を設置し、その受皿とします。定期的に会合を開催し、運営内容等について協議を行います。

運営委員会では、当面の事業内容について協議するほか、推進センターとして実現を目指すべき中・長期的ビジョンや目標も策定します。また、運営委員会は、推進センターの事業計画や予算編成等についても策定します。ただし、この場合、江東区の意見や第三者評価機関である「江東区区民協働推進会議」（付録資料６）の評価を踏まえることとします。

### （２）評価体制の整備

推進センターの運営状況については、第三者機関による評価を行い、その評価結果を踏まえ、より良い運営やサービスの提供等に活かしていくことが重要です。

現在、江東区には区における協働の推進を検討するため江東区長が委嘱する学識経験者らで構成する「江東区区民協働推進会議」（付録資料６）が設置されており、第三者機関として協働推進について評価を行っています。そこで、推進センターの運営状況に関する評価も、この「江東区区民協働推進会議」がその任にあたることによって、江東区における協働を総合的に評価することが可能となります。

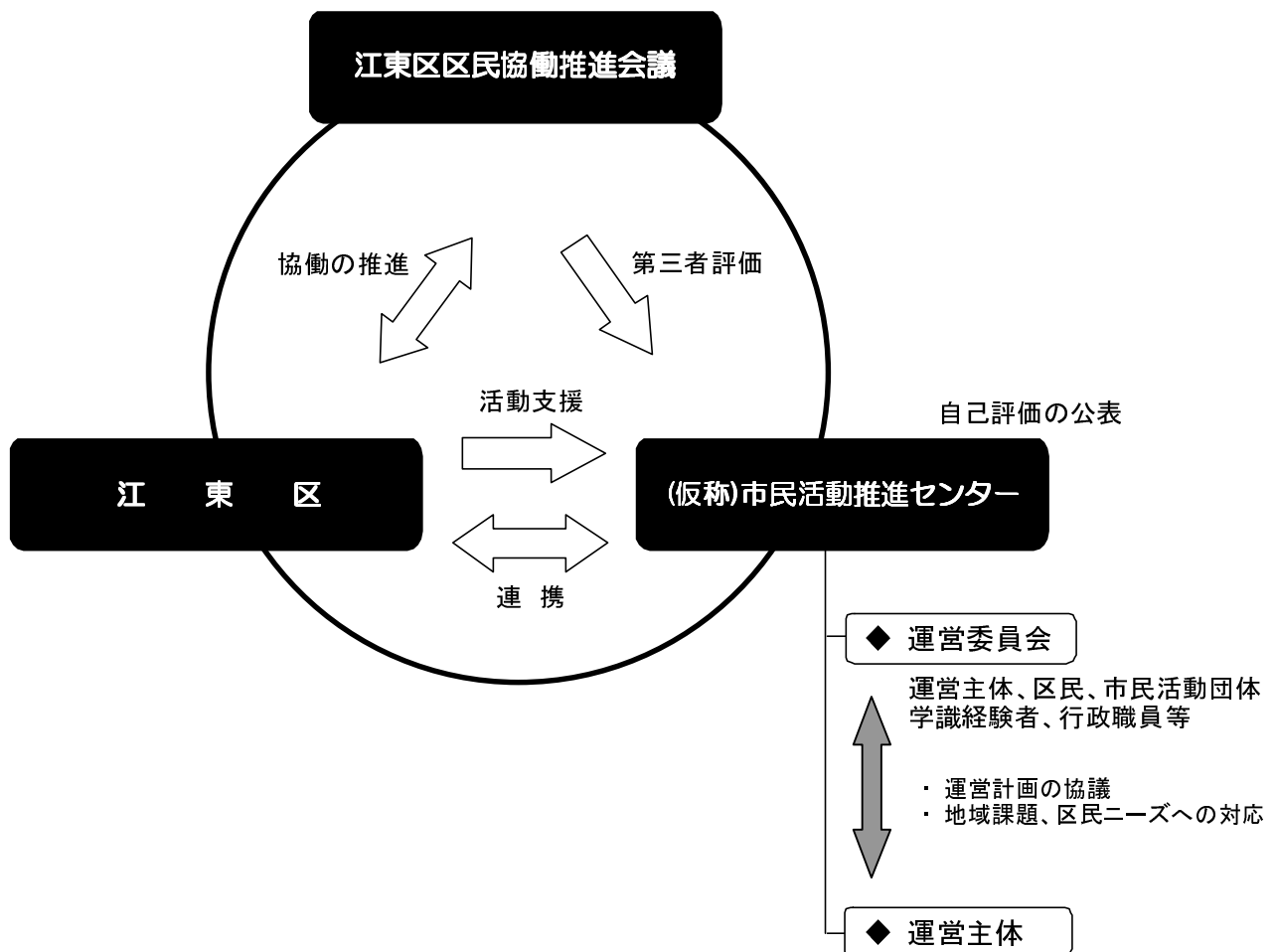
第三者評価の他に、推進センター自身が行う評価（自己評価）や、サービスを受けた団体の評価等、多様な視点による評価を実施し、公表していくことも重要です。

### (3) 区との役割分担

推進センターの運営にあたっては、その施設の設置と施設維持管理費及び人件費などの基盤となる経費については、安定した運営のために行政としてバックアップしていくとともに、区からの事業費の支出については、協働施策の推進について中立性と独自性を確保できるよう補助金とするなど工夫が必要です。

また、推進センターが、市民団体と区とのマッチングを行う場合、区内部の調整は区の協働推進に関わる部署（地域振興部区民協働推進担当）がその役目（コーディネーター）を担い、協力していきます。

運営体制図（イメージ）



---

## 7. 今後の課題について

2年間にわたって江東区における「推進センター」の整備について検討を行い、その中で整理された内容を昨年度は中間報告として、本年度は昨年度の内容も踏まえ推進センター整備にあたっての論点整理として取りまとめました。本書は推進センター整備にあたっての事前の論点整理であり、今後、推進センターの運営主体、設置場所等を決定していく際の資料として活用されることを目的としております。

よって、具体的な推進センター実施計画策定に向けて、引き続き検討を行っていく必要があります。

### (1) 推進センター設置にかかる中・長期的目標の設定

推進センターの具体的な整備を実現していくためには、江東区の10年間の行政計画を定める「江東区長期計画」への反映など、行政計画の中に推進センターの整備方針を位置付けていく必要があります。

更に、その中では中・長期的な目標を設定して着実に整備を進め、江東区における区民の参画と協働を推進することが重要です。

現在、庁内には市民活動団体との区民協働を総合的に検討する「江東区協働推進検討委員会」（付録資料6）が設けられています。今後、この場に検討を移して推進センターの整備を全庁的な課題として位置付けていくことが必要です。

### (2) 実施計画の検討方法

庁内検討を経て、行政計画として位置づけられた後は、実施計画を策定し、推進センターの運営主体、設置場所などを選定、決定していくこととなります。その段階では、将来的に推進センターを利用することとなる市民活動団体等の意見を反映させる場の設定やパブリックコメントを実施して、推進センターの実施計画を、より多くの市民団体の総意として形成することが重要であると考えます。

## <付録資料>

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 江東区協働推進中間支援組織検討委員会委員名簿           | 1 5 |
| 2. 江東区協働推進中間支援組織検討委員会開催日程           | 1 6 |
| 3. 中間支援組織及び拠点施設に関する調査結果（特別区向け調査）    | 1 7 |
| 4. 区民協働推進に関するアンケート調査結果(区内NPO法人向け調査) | 2 1 |
| 5. 他自治体視察の概要                        | 2 4 |
| 6. 江東区における区民協働推進体制                  | 2 5 |





江東区協働推進中間支援組織検討委員会 委員名簿

|                        | 氏 名            | 備 考                                  |
|------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 江東区区民協働推進会議<br>(学識経験者) | 安藤 雄太<br>(委員長) | 東京ボランティア・市民活動センター<br>アドバイザー          |
| 江東区区民協働推進会議            | 本間 恵<br>(副委員長) | 特定非営利活動法人NPO・えん                      |
| 市民活動団体                 | 本間 旬子          | 江東ボランティア連絡会会長                        |
|                        | 伊藤 真悟          | 江東ボランティア連絡会副会長                       |
| NPO法人                  | 永田 安月子         | 特定非営利活動法人水辺と生物環境保全<br>推進機構理事長        |
|                        | 二宮 リエ子         | 特定非営利活動法人くらしの助け合いの<br>会江東しあわせ理事長     |
| 公益活動団体                 | 宮崎 英則          | 社会福祉法人 江東区社会福祉協議会<br>江東ボランティア・センター次長 |
| 区民                     | 澁谷 勝彦          | 公募委員                                 |
|                        | 田口 博之          | 公募委員                                 |
| 区職員                    | 加川 絹香          | 選挙管理委員会事務局選挙係                        |
|                        | 大隈 和義          | 経済課商業振興係                             |
|                        | 白川 彰悟          | 納税課特別整理係                             |
|                        | 西 博            | こども政策課こども施設係                         |
|                        | 内山 将宏          | 水辺と緑の課計画調整担当                         |
|                        | 田中 徹           | 放課後支援課支援係                            |

江東区協働推進中間支援組織検討委員会 開催日程

| 回     | 日 程            | 内 容                                                                   |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 平成24年 7月 3日（火） | ○委員委嘱<br>○委員長・副委員長の選任<br>○中間支援組織検討会による「検討結果報告書」について<br>○検討委員会検討項目に向けて |
| 第 2 回 | 平成24年 7月27日（金） | ○既存組織と中間支援組織の位置づけについて<br>○中間支援組織設置場所の条件について                           |
| 臨時会   | 平成24年 8月23日（木） | 視察 大田区協働支援施設<br>（区民活動支援施設大森「こらぼ大森」内）                                  |
| 臨時会   | 平成24年 8月31日（金） | 視察 調布市市民活動支援センター<br>（調布市市民プラザ「あくろす」内）                                 |
| 第 3 回 | 平成24年 9月11日（火） | ○既存組織と中間支援組織の位置づけについて<br>・ 中間支援組織の役割<br>・ 既存のネットワークとの関係               |
| 第 4 回 | 平成24年10月 3日（水） | ○中間支援組織の運営のあり方<br>・ 既存のネットワークとの関係<br>・ 運営方式<br>・ 運営体制<br>・ 評価体制       |
| 第 5 回 | 平成24年12月17日（月） | ○報告書構成（案）について                                                         |
| 第 6 回 | 平成25年 2月 4日（月） | ○報告書（案）について                                                           |

中間支援組織及び拠点施設に関する調査結果

付録資料 3

| 区 名  | 活動拠点の有無 | 中間支援組織としての位置づけ | 名 称                           | 所在地                             | 設置者 | 施設管理等のハード部分の運営                                | 活動支援策等のソフト部分の運営                  | ①市民活動に関する情報・集約・発信 | ②市民活動に関する相談窓口 | ③法人設立に関する相談・支援 | ④活動団体間の交流の場の創出 | ⑤市民活動を紹介するイベント等の実施 | ⑥市民団体の運営を支援する研修・講座等の実施 | ⑦活動の担い手となる人材育成の講習・講座等の実施 | ⑧市民団体間の連携・協働のコーディネート | ⑨市民団体と行政との連携・協働のコーディネート | ⑩市民団体と企業・事業者（CSR）との連携 | ⑪市民団体や活動に関する調査、報告等の実施 | ⑫政策提言や市民団体への助言等のシンクタンク機能 | ⑬会議室等の貸出し   | ⑭印刷・製本等、資機材の貸出し、作業スペースの提供 | ⑮市民団体への事務所スペースの貸出し | ⑯助成金や補助金に関する支援、補助金に関する取組 | ⑰市民活動に関連する図書等、資料の収集・閲覧 | ⑱市民団体の広報紙、ベラシ等情報共有スペースの設置 | 備 考                   |                         |
|------|---------|----------------|-------------------------------|---------------------------------|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------|-------------------|---------------|----------------|----------------|--------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|-------------|---------------------------|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 千代田区 | 有       | 有              | ちよだボランティアセンター                 | 千代田区西神田1－3－4                    | 社協  | 社会福祉法人<br>千代田区社会福祉協議会                         | 社会福祉法人<br>千代田区社会福祉協議会            | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | 団<br>法<br>任            | ●                        | 個<br>法<br>任          | 団<br>法<br>任             | 個<br>法<br>任           | 団<br>法<br>任           | ●                        | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●                  | 個<br>法<br>任              | 団<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任               | 団<br>法<br>任           |                         |
| 中央区  | 有       | 有              | 協働ステーション中央                    | 中央区日本橋小伝馬町5－1<br>十思スクエア2階       | 区   | 中央区                                           | NPO法人<br>NPOサポートセンター             | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | 団<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任              | 団<br>法<br>任          | 個<br>法<br>任             | 団<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任              | ●           | 個<br>法<br>任               | 団<br>法<br>任        | 個<br>法<br>任              | 団<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任               | 団<br>法<br>任           |                         |
| 目黒区  | 有       | 有              | めぐろボランティア・区民活動センター            | 目黒区中目黒2－10－13<br>中目黒スクエア1階      | 社協  | 目黒区(男女平等・共同参画センター)                            | 社会福祉法人<br>目黒区社会福祉協議会             | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | ●              | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任              | ●                    | ●                       | ●                     | ●                     | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 大田区  | 有       | 有              | 協働支援施設(大田区区民活動支援施設大森「こらぼ大森」内) | 大田区大森西2－16－2                    | 区   | NPO法人<br>大森コラボレーション                           | NPO法人<br>大森コラボレーション              | ●<br>法<br>任       | ●<br>法<br>任   | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任          | ●<br>法<br>任             | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ⑬⑭⑮は、オーちゃん<br>ネット登録団体 |                         |
| 大田区  | 有       | 有              | 大田区区民活動支援施設蒲田                 | 大田区蒲田5－13－26－101                | 区   | 大田区                                           | 大田区                              | ●<br>法<br>任       | ●<br>法<br>任   | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任          | ●<br>法<br>任             | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任              | ●           | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任        | ●                        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 世田谷区 | 有       | 有              | なかまちNPOセンター                   | 世田谷区中町2－21－12                   | 区   | 運営管理協定により、基本的保守管理は世田谷区、小破修繕等軽微なものは日常的なものは右記団体 | NPO法人<br>世田谷NPO法人協議会             | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | 団<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任              | 個<br>法<br>任          | 個<br>法<br>任             | ●                     | ●                     | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●                  | ●                        | 個<br>法<br>任            | 団<br>法<br>任               | ⑬⑮は、個人や営利目的での使用は不可    |                         |
| 杉並区  | 有       | 有              | すぎなみNPO支援センター                 | 杉並区阿佐谷南1－47－17<br>阿佐谷地域区民センター4階 | 区   | 阿佐谷地域区民センター建物管理受託者                            | NPO法人<br>CBすぎなみプラス               | ●<br>法<br>任       | ●<br>法<br>任   | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | ●                      | ●                        | ●<br>法<br>任          | ●                       | ●<br>法<br>任           | ●                     | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任 | ●                         | ●                  | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           | ⑥⑦⑪は、区協働推進課が実施          |
| 杉並区  | 有       | 有              | 杉並ボランティア・地域福祉推進センター           | 杉並区荻窪5－15－13<br>あんさんぶる荻窪5階      | 社協  | 社会福祉法人<br>杉並区社会福祉協議会                          | 社会福祉法人<br>杉並区社会福祉協議会             | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任          | ●<br>法<br>任             | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任           | ●                        | ●           | ●<br>法<br>任               | ●                  | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 北区   | 有       | 有              | 北区NPO・ボランティアぶらざ               | 北区王子1－11－1<br>北とびあ4階            | 区   | 北区                                            | NPO法人<br>東京都北区市民活動推進機構           | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | 個<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任              | 個<br>法<br>任          | 個<br>法<br>任             | 個<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任              | 個<br>法<br>任 | 個<br>法<br>任               | ●                  | 個<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 荒川区  | 有       | 有              | 荒川ボランティアセンター                  | 荒川区南千住1－13－20                   | 社協  | 社会福祉法人<br>荒川区社会福祉協議会                          | 社会福祉法人<br>荒川区社会福祉協議会             | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任        | 個<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任              | 個<br>法<br>任          | ●<br>法<br>任             | ●<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任           | ●                        | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●                  | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 板橋区  | 有       | 有              | いたばし総合ボランティアセンター              | 板橋区本町24－1                       | 区   | NPO法人<br>ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし              | NPO法人<br>ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | 個<br>法<br>任    | 団<br>法<br>任    | 個<br>法<br>任        | 個<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任              | 個<br>法<br>任          | 個<br>法<br>任             | 個<br>法<br>任           | 個<br>法<br>任           | ●                        | ●<br>法<br>任 | ●<br>法<br>任               | ●                  | 個<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任            | 個<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           |                         |
| 練馬区  | 無       | 有              | 練馬区NPO活動支援センター                | ネットワーク型(業務を受託している複数の運営団体の活動場所)  | 区   | 練馬区                                           | 各受託事業者と練馬区                       | 個<br>法<br>任       | 団<br>法<br>任   | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任    | ●<br>法<br>任        | ●<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任              | ●<br>法<br>任          | ●<br>法<br>任             | ●<br>法<br>任           | ●<br>法<br>任           | ●                        | ●           | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任        | ●                        | 個<br>法<br>任            | ●<br>法<br>任               | ●<br>法<br>任           | ▲は、社会貢献活動に限る<br>⑱は、H26～ |

| 区 名  | 正<br>規<br>職<br>員 | 非<br>常<br>勤<br>・<br>嘱<br>託<br>職<br>員 | 臨<br>時<br>職<br>員<br>・<br>ア<br>ル<br>バ<br>イ<br>ト | そ<br>の<br>他                           | 運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>等<br>の<br>有<br>無 | 運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>等<br>の<br>構<br>成          | 評<br>価<br>体<br>制<br>の<br>有<br>無 | 評<br>価<br>体<br>制<br>の<br>構<br>成 | 登<br>録<br>団<br>体<br>数 | 来<br>館<br>者<br>数  | 相<br>談<br>件<br>数 | 協働を推進するにあたっての役割分担                                                                          |                                                                                                                                                                                      | ボランティアセンターと市民活動支援センター等を別に設けている場合の各拠点の役割分担                                                                    |                                                        | 備 考                                                                                                                                  |
|------|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------|-------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                  |                                      |                                                |                                       |                                           |                                                    |                                 |                                 |                       |                   |                  | 区の協働推進担当部署                                                                                 | 市民活動支援センター等                                                                                                                                                                          | ボランティアセンター                                                                                                   | 市民活動支援センター等                                            |                                                                                                                                      |
| 千代田区 | 3                | 3                                    | 1                                              |                                       | 有                                         | 市民活動団体、区民、行政、運営団体、町会自治会、青年会議所、企業、学識経験者             | 無                               | —                               | 104                   | 未調査               | 1,786            | NPO法人等の施策提案に対する受付窓口及び庁内調整                                                                  |                                                                                                                                                                                      | NPOの設立・運営に関する相談や支援、講座・講習会の実施、ボランティアコーディネート等                                                                  |                                                        |                                                                                                                                      |
| 中央区  |                  |                                      |                                                | (委託)10時～19時は2名以上、9時～10時及び19時～21時は1名以上 | 有                                         | ＜協働ステーション中央登録審査会＞市民活動団体(町会)、行政、運営団体、学識経験者、複合施設利用団体 | 無                               | —                               | 89                    | 会議室：5,355、サロン：868 | 240              | 担当部局の選定及び事業説明、団体との協議日程の調整、協働推進会議の運営                                                        | 協働事業に関する相談受付、情報提供、アドバイス、事業の組み立て、書類の作成サポート、団体と区との話し合いの場のコーディネート                                                                                                                       | ボランティアや地域福祉活動に関する相談、情報提供、ボランティアの登録及びコーディネート等を行う区のボランティア活動の拠点として設置                                            | 協働の普及・促進を図るため、区や社会貢献活団体間のネットワーク形成やコーディネート等を支援する拠点として設置 |                                                                                                                                      |
| 目黒区  | 5                | 1                                    |                                                | 契約常勤1名                                | 無                                         | —<br>(検討中)                                         | 無                               | —                               | 48                    | 1,545             | 4,585            | 協働推進方針の策定、協働事業の実施(協働事業提案制度)、パブリックコメント制度の運用支援、協働推進会議の開催(全庁的な推進体制)、協働意識の普及啓発                 | 活動コーディネイト機能(中間支援機能)                                                                                                                                                                  |                                                                                                              |                                                        |                                                                                                                                      |
| 大田区  | 2                |                                      | 1                                              |                                       | 無                                         | —                                                  | 有                               | 行政評価                            | 364                   | 備考欄参照             | 161              | 協働推進の計画、予算管理、事業の実施                                                                         | 情報の発信、活動実践の場の提供、交流の場の創出、相談窓口                                                                                                                                                         | ボランティアの募集、ボランティアに関する情報の発信、ボランティア講座の開催など                                                                      | 市民活動団体への活動支援、情報発信、交流の場の創出、講座の開催など                      | 来館者数については、情報交流室 I・II 4,773名、ミーティングルーム 1,654名、ワーキングルーム 390名、会議室 4,213名                                                                |
| 大田区  | 1                | 2                                    |                                                |                                       | 無                                         | —                                                  | 無                               | —                               | 約370                  | 2,010             | 186              | 協働推進の計画、予算管理、事業の実施                                                                         | 情報の発信、交流の場の創出、地域デビューの支援、相談窓口                                                                                                                                                         |                                                                                                              |                                                        |                                                                                                                                      |
| 世田谷区 | 0                | 0                                    | 1                                              | 理事長及び理事の2名が事務局となり運営                   | 無                                         | —                                                  | 無                               | —                               | 19                    | 3,175             | 18               | 協働ではなく、広く市民活動や団体の支援のため設置                                                                   |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                              |                                                        | 登録団体数19は、共有スペースの登録団体数                                                                                                                |
| 杉並区  |                  |                                      |                                                | 受託者：契約社員6名                            | 有                                         | 市民活動団体、区民、行政、運営団体                                  | 有                               | 市民活動団体、区民、行政、運営団体               | 218                   | 5,220             | 520              | ・NPO等の活動の拠点「すぎなみNPO支援センター」において、活動の場の提供、総合的な相談、NPO等、区民、事業者等の交流を目的とした事業の実施など活動の支援及び協働の推進を行う。 | すぎなみNPO支援センターの業務として以下の事業等を実施。<br>・NPO等の活動に関する総合的な相談や助成金等活動に関する情報の収集・提供。<br>・地域活動応援サイト(すぎなみ地域コム)運営、地域活動団体の加入促進、各団体の活動、イベント等を広く周知。<br>・NPO等、区民、事業者及び区相互の交流とNPO支援基金を周知するすぎなみNPOフェスタを実施。 | 主に個人、団体のボランティア活動に関わる支援                                                                                       | 主にNPO団体(NPO法人、任意団体、町会・自治会など)の活動に関わる支援                  |                                                                                                                                      |
| 杉並区  | 4                | 3                                    | 1                                              |                                       | 有                                         | 市民活動団体、区民、行政、運営団体                                  | 無                               | —                               | 124                   | 相談件数と重複           | 1,107            | ・区民等の寄附による「杉並区NPO支援基金」を設置し、NPO活動に必要な資金を助成。                                                 |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                              |                                                        |                                                                                                                                      |
| 北区   | 6                | 1                                    | 3                                              |                                       | 有                                         | 区民                                                 | 有                               | 行政                              | 101                   | 14,958            | 8,087            | NPO等を対象にした協働事業の募集・選定事務及び助成事業の募集・選定事務、協働事例の募集、各課からの協働推進員の推薦募集、協働の推進事業の事務委託                  | NPO・ボランティア団体等の活動支援、各種研修や講座の企画・運営、行政連絡会・協働相談窓口等の行政と連携した協働の推進事業                                                                                                                        |                                                                                                              |                                                        | 北区NPO・ボランティアがらぎで行なっている事業①みにきたWeb(情報収集、提供機能) ②NPO・ボランティアカレッジ(研修機能) ③おちゃのこ祭祭(ネットワーク機能) ④NPO・ボランティア相談窓口(相談機能) ⑤活動場所、機材の貸し出し(活動環境整備機能)など |
| 荒川区  | 1                | 3                                    |                                                |                                       | 無                                         | —                                                  | 無                               | —                               | 64                    | 14,200            | 1,776            |                                                                                            |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                              |                                                        |                                                                                                                                      |
| 板橋区  | 4                | 2                                    | 1                                              | インターン…3                               | 有                                         | 市民活動団体、行政、運営団体、社会福祉協議会                             | 有                               | 区民、行政                           | 179                   | 30,780            | 356              | 運営への参画(役員会・運営委員会への参加)・助言<br>広報協力(区広報紙への事業情報掲載)                                             | 事業等企画・運営                                                                                                                                                                             |                                                                                                              |                                                        | 来館者数について、23年度は震災対応のため施設利用に制限があり、利用者数は減。22年度利用者数は、54,005名                                                                             |
| 練馬区  |                  |                                      |                                                |                                       | 有                                         | 行政、運営団体                                            | 有                               | 毎年：有識者、行政<br>3年ごと：市民活動団体、有識者、行政 | —                     | —                 | 451              | ・体制整備(庁内調整、区民協働推進会議の運営、区民への普及啓発、職員への研修など)<br>・環境整備(協働事業提案制度の実施、拠点の整備など)                    | ・市民活動団体の運営基盤の強化につながる支援<br>・協働事業の普及・啓発、協働事業提案制度における企画書の作成や、公開プレゼンに関する支援                                                                                                               | 練馬区では、複数の運営団体がそれぞれの専門性を活かして支援をしている。ボランティアセンターも運営団体の一つとなっており、通常の業務を通じて、ボランティア団体の立ち上げなど、過去の実績や専門性を活かして支援をしている。 |                                                        |                                                                                                                                      |

| 区 名 | 活動拠点の有無 | 中間支援組織としての位置づけ | 名 称                        | 所在地         | 設置者 | 施設管理等のハード部分の運営       | 活動支援策等のソフト部分の運営             | ①市民活動の集約・発信に関する情報 | ②市民活動に関する相談窓口  | ③法人設立に関する相談・支援 | ④活動団体間の交流の機会の創出 | ⑤市民活動を紹介するイベント等の実施 | ⑥市民団体の運営を支援する研修・講座等の実施 | ⑦活動の担い手となる人材育成の講習・講座の実施 | ⑧市民団体間の連携・協働のコーディネート | ⑨市民団体と行政との連携・協働のコーディネート | ⑩市民団体と企業・事業者（CSR）との連携 | ⑪市民団体や活動に関する調査、報告等の実施 | ⑫政策提言や市民団体への助言等のシンクタンク機能 | ⑬会議室等の貸出し      | ⑭印刷・製本等、資機材の貸出し、作業スペースの提供 | ⑮市民団体への事務所スペースの貸出し | ⑯助成金や補助金に関する支援 | ⑰図書等、資料の収集・閲覧  | ⑱市民団体の広報紙、チラシ等の設置 | 備考       |
|-----|---------|----------------|----------------------------|-------------|-----|----------------------|-----------------------------|-------------------|----------------|----------------|-----------------|--------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|----------------|---------------------------|--------------------|----------------|----------------|-------------------|----------|
| 足立区 | 有       | 有              | 足立区NPO活動支援センター             | 足立区梅田7-13-1 | 区   | 足立区(梅田図書館(足立区中央図書館)) | NPO法人<br>コミュニティビジネスサポートセンター | ●団<br>法●<br>●●    | 個団<br>法●<br>●企 | 個団<br>●●<br>●企 | 個団<br>法●<br>●●  | ●団<br>法●<br>●●     | ●団<br>法●<br>●●         | 個団<br>法●<br>●●          | ●団<br>法●<br>●●       | ●団<br>法●<br>●●          | ●団<br>法●<br>●企        | ●団<br>法●<br>●●        | ●                        | ●団<br>法●<br>●● | ●                         | ●団<br>法●<br>●●     | ●団<br>法●<br>●● | ●団<br>法●<br>●● | ●団<br>法●<br>●●    | ④は、マッチング |
| 葛飾区 | 有       | 有              | 葛飾区市民活動支援センター(葛飾区勤労福祉会館併設) | 葛飾区立石3-12-1 | 区   | NPO法人<br>ワーカーズコープ    | NPO法人<br>ワーカーズコープ           | 個団<br>法任<br>企     | 個団<br>法任<br>企  | 個団<br>法任<br>企  | 個団<br>法任<br>企   | 個団<br>法任<br>企      | 個団<br>法任<br>企          | 個団<br>法任<br>企           | 個団<br>法任<br>●        | ●                       | ●                     | ●                     | ●                        | 個団<br>法任<br>企  | 個団<br>法任<br>●             | ●                  | ●団<br>法任<br>●  | ●              | 個団<br>法任<br>企     | ⑯は、区制度   |

※ 個・・・個人ボランティア、 団・・・ボランティア団体、 法・・・ NPO法人、 任・・・その他の任意団体、 企・・・企業・事業者、 ●・・・該当なし

| 区 名 | 正<br>規<br>職<br>員 | 非<br>常<br>勤<br>・<br>嘱<br>託<br>職<br>員 | 臨<br>時<br>職<br>員<br>・<br>ア<br>ル<br>バ<br>イ<br>ト | そ<br>の<br>他 | 運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>等<br>の<br>有<br>無 | 運<br>営<br>委<br>員<br>会<br>等<br>の<br>構<br>成 | 評<br>価<br>体<br>制<br>の<br>有<br>無 | 評<br>価<br>体<br>制<br>の<br>構<br>成 | 登<br>録<br>団<br>体<br>数 | 来<br>館<br>者<br>数 | 相<br>談<br>件<br>数 | 協働を推進するにあたっての役割分担                             |                                                                                                      | ボランティアセンターと市民活動支援センター等を別に設けている場合の各拠点の役割分担               |                                                             | 備 考 |
|-----|------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----|
|     |                  |                                      |                                                |             |                                           |                                           |                                 |                                 |                       |                  |                  | 区の協働推進担当部署                                    | 市民活動支援センター等                                                                                          | ボランティアセンター                                              | 市民活動支援センター等                                                 |     |
| 足立区 | 4                | 3                                    |                                                |             | 無                                         | —                                         | 有                               | 行政                              | 142                   | 6,390            | 279              | 公益活動助成事業、センター事業を所管するとともに、主に区とNPO団体のつなぎ、調整を行う。 | センター機能(会議室、印刷室等)の管理、専門スタッフによるNPO設立から運営までの専門相談、NPO人材育成講座の開催等                                          | 主に福祉系分野についてボランティア団体支援や個人ボランティアのマッチング支援を行っている。           | NPO法人やボランティア団体を含めた公益活動団体の設立から運営に関する支援を行っている。                |     |
| 葛飾区 | 6                | 6                                    | 0                                              |             | 無                                         | —                                         | 有                               | 行政、運営団体で評価は行っているが特別な体制はとっていない   | 36                    | 67,988           | 266              | 区における市民活動推進の総括的役割<br>市民活動推進に関わる企画・立案・調整       | 市民活動支援センターを効率的・効果的に運営し、区民により良いサービスを提供する。<br>民間事業者のノウハウを活用し、市民活動支援センター等での市民活動支援、促進に関する事業を効率的かつ効果的に行う。 | ボランティア活動の推進・支援、ボランティア活動相談、ボランティア情報の収集・提供、団体・個人のボランティア登録 | 市民活動団体支援、市民活動相談、市民活動情報の収集・提供、市民活動関連講座等事業の実施、市民活動支援センターの施設運営 |     |

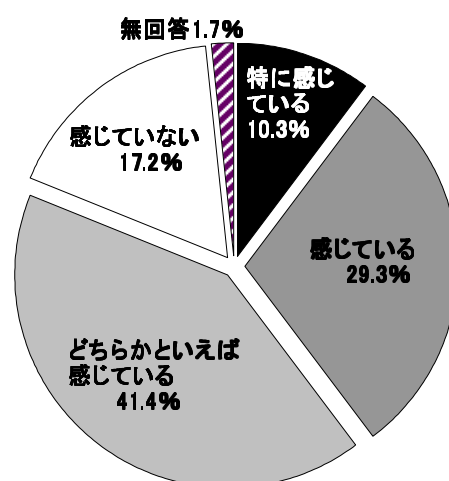
## 区民協働推進に関するアンケート調査結果

1. 調査対象団体 区内に主たる事務所の届け出のあるNPO法人
2. アンケート集計結果 調査対象 170団体  
有効対象 152団体  
回答 58団体 回答率 38.2%

## 推進センターの必要性

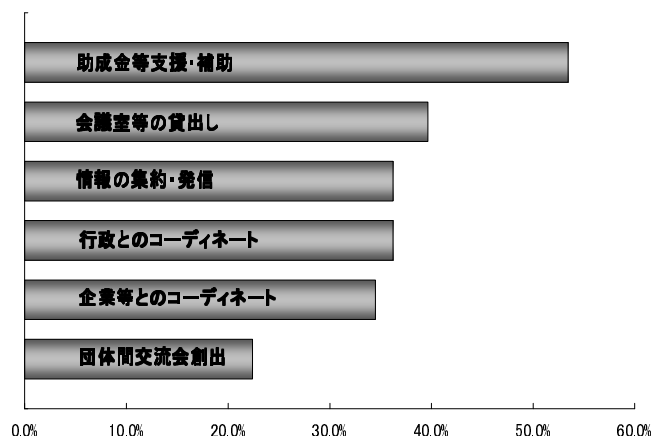
中間支援組織（推進センター）の必要性については、「特に感じている」（10.3%）

「感じている」（29.3%）、「どちらかといえば感じている」（41.4%）となり、結果を合計すると、「必要」とする回答は81.0%となり、全体の8割を超えています。



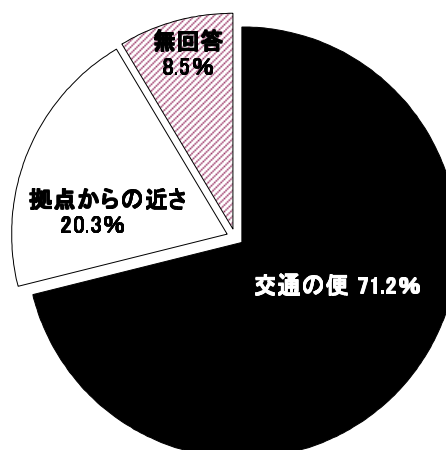
## 推進センターの機能

期待する機能について、最も優先度が高い項目は「助成金等に関する支援・補助」（53.4%）となっています。「江東区が活動の場」と回答した34団体にあっては6割を超える団体が資金に関する支援を特に必要なサポートとしています。その他、上位項目は右表のとおりです。



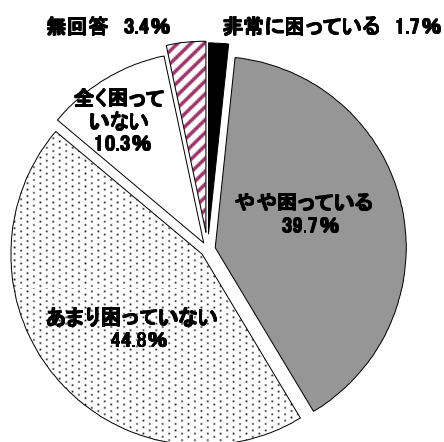
## 推進センターの設置場所

中間支援組織（推進センター）を利用する際に「交通の便」を優先するという回答が7割となっています。

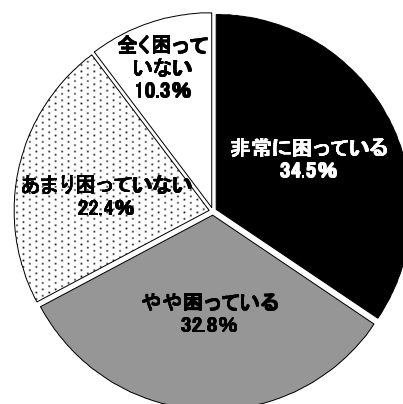


## 活動を進めるうえで抱えている課題、問題点

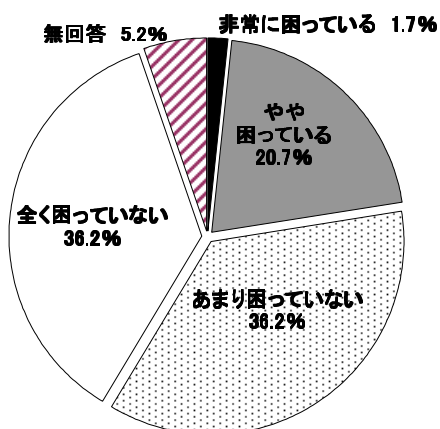
(1) 組織の運営



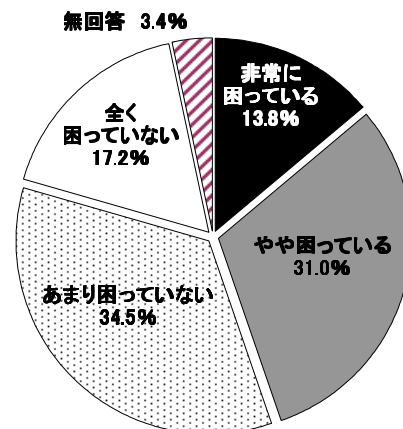
(2) 活動資金の確保



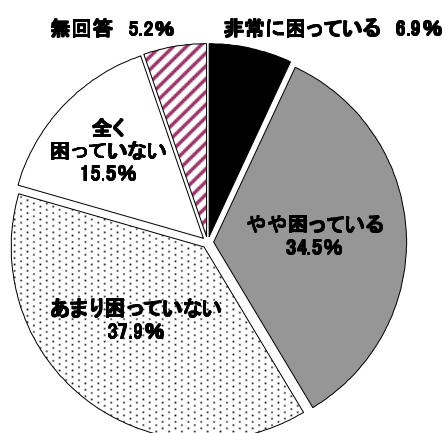
(3) 企画立案



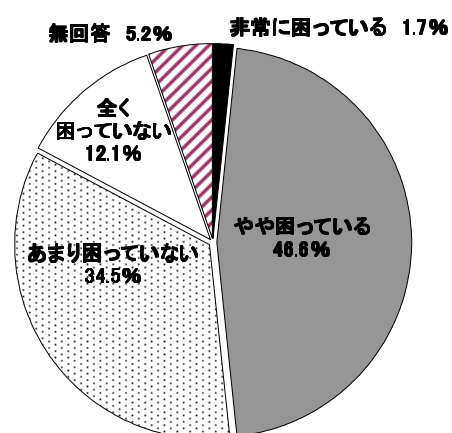
(4) 活動の場の確保



(5) 会員・メンバーの確保

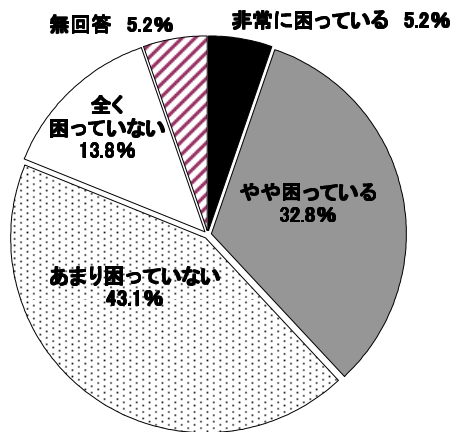


(6) 人材育成

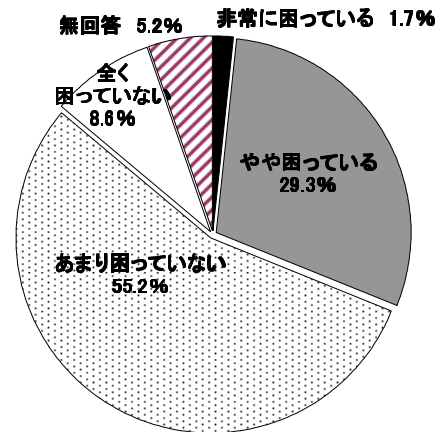




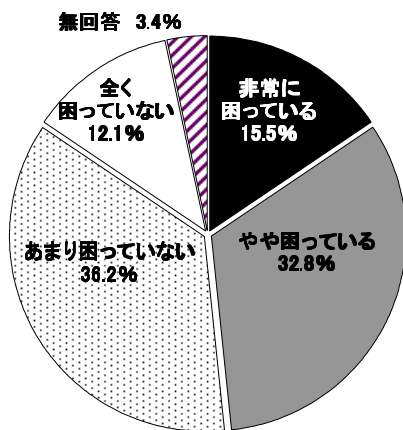
(7) 情報の入手や発信



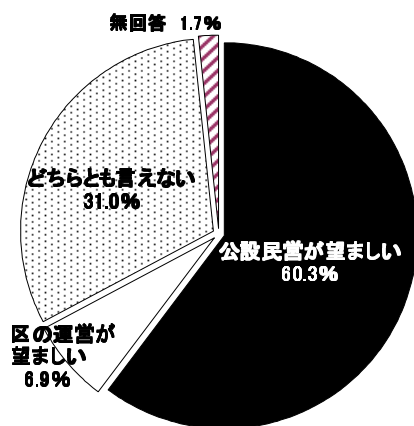
(8) 他団体との交流、ネットワークの構築



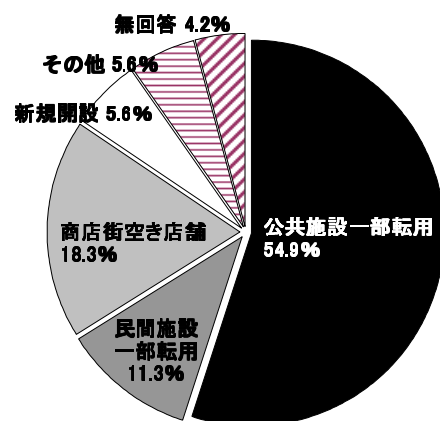
(9) 行政機関とのネットワーク構築



推進センターの望ましい運営方式



推進センターの設置方法



## 他自治体視察の概要

|            |                                                                                                                    |                                                                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時        | 平成24年8月23日（木）<br>14時00分～16時40分                                                                                     | 平成24年8月31日（金）<br>14時00分～16時00分                                                                                              |
| 場 所        | 大田区協働支援施設<br>（区民活動支援施設大森「こらぼ大森」内）<br>大田区大森西 2-16-2                                                                 | 調布市市民活動支援センター<br>（調布市市民プラザ「あくろす」内）<br>調布市国領町 2-5-15 コクティール2階                                                                |
| 開設の経緯      | 統廃合となった小学校の跡地利用についての検討を経て、平成16年4月に開設。                                                                              | 国領駅北地区市街地再開発事業の公共公益床の利用方法の検討を経て、平成17年2月に開設。                                                                                 |
| 施設の概要      | 区民活動支援施設大森「こらぼ大森」<br>・協働支援施設（1・2階）共同事務室<br>・区民利用施設（多目的室、体育館、グラウンド）<br>・子ども交流センター（3・4階）<br>・シルバー人材センター大森西作業所（1階）が併設 | 調布市市民プラザ「あくろす」<br>（国領駅北口前の再開発ビル「コクティール」の2・3階部分）<br>・市民活動支援センター（2階）<br>・男女共同参画推進センター（3階）<br>・産業振興センター（3階）が併設                 |
| 主な機能       | ・情報の収集・提供<br>・簡易な相談受付<br>・会議室等貸出し<br>・コーディネート機能<br>・印刷等作業スペースの提供<br>・共同事務室スペースの貸出し                                 | ・情報の収集・提供<br>・交流事業及び講座等の啓発事業<br>・NPOの設立及び運営等の相談業務<br>・コーディネート機能<br>・OA機器及びロッカー等資機材の提供<br>・広いフリースペース                         |
| 運営主体       | NPO法人大森コラボレーション                                                                                                    | 調布市社会福祉協議会                                                                                                                  |
| 運営形態       | ・「こらぼ大森」の施設管理と「協働支援施設」の運営は「NPO法人大森コラボレーション」が指定管理で受託している。<br>なお、「子ども交流センター」「シルバー人材センター」は別の団体が受託している。                | ・市民プラザ「あくろす」内の3施設のうち、「市民活動支援センター」を「調布市社会福祉協議会」が運営委託で受託している。<br>なお、施設管理は別の団体が指定管理で受託している。<br>・拠点施設1か所のほかランチ7か所を設けている。        |
| 運営費用       | ・区からの受託経費のみ                                                                                                        | ・社協のボランティア事業経費＋センターの受託経費＋自主財源                                                                                               |
| 運営委員会の設置状況 | ・運営委員会はない<br>なお、NPO法人大森コラボレーションは、小学校跡地の活用について地域住民や市民活動団体等を中心としての協議に集まった「旧大森第六小学校施設活用協議会」に端を発し、発展して法人化した団体である。      | ・調布市社会福祉協議会が定めた、「社会福祉法人調布市社会福祉協議会市民活動支援センター運営要綱」に基づき選任している。視察日現在、運営委員会委員は16名。<br>・市民活動支援センターの議決機関であり、委員の任期は2年、再任は3期までとしている。 |
| その他        | ・大田区では、他に1か所、区の運営による活動拠点を設置している。                                                                                   | ・「サポーター会員制度」や「えんがわファンD（サポーターからの会費等を助成金に活用）」等独自の制度を導入している。                                                                   |

## 江東区における区民協働推進体制

### 1、区民協働推進体制

#### (1)「江東区協働推進検討委員会」平成 21 年度設置（庁内組織）

〔設置目的〕 本区と区民、事業者及び公益活動を行う民間非営利団体（以下「NPO」という。）との協働を推進する施策を総合的に検討する。

〔構成員〕 地域振興部長、区民協働推進担当課長、各部庶務担当課長  
同幹事会…各部等の職員で構成。委員会の下命を受け専門的事項等を調査・検討する。

#### (2)「江東区区民協働推進会議」平成 22 年度設置

〔設置目的〕 協働事業提案制度による事業の選考及び評価、協働を推進するための施策等、江東区における協働の推進を、専門的見地及び区民の視点から検討する。

〔構成員〕 学識経験者、中間支援組織、公募区民、地域振興部長、区民協働推進担当課長等

#### (3)「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」平成 24 年度設置

〔設置目的〕 江東区における協働を推進するにあたり、市民活動団体間の連携強化や団体への活動支援を行う中間支援組織の設置、運営方法等について検討する。

〔構成員〕 公益活動団体関係者、公募区民、協働推進検討委員会幹事、区長が必要と認めるもの（区民協働推進会議委員（学識経験者含む））

### 中間支援組織の検討体制（イメージ）

